

議案第九号

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年三朝町条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「六十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百八十万円」に、「百四十万円」を「百九十万円」に、「百八十万円」を「二百五十万円」に改め、同項第二号中「六十万円」を「百万円」に、「八十万円」を「百十万円」に、「百二十万円」を「百七十万円」に、「百八十万円」を「二百五十万円」に改め、同項第三号中「百四十万円」を「百九十万円」に、「百八十万円」を「二百五十万円」に、「八十万円」を「百十万円」に、「百二十万円」を「百七十万円」に、「百七十万円」を「百七十万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第十三条第一項の規定は、昭和六十一年七月十日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。